

第 2 4 回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午後 1 時 5 0 分から午後 3 時 1 8 分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3 階）

3. 出席した農業委員（1 2 人）

会 長	1 4 番	前 川 正 人		
委 員	1 番	佐 藤 雄 一	2 番	鹿 又 幸 也
	3 番	後 藤 義 昭	5 番	中和田 吉 彦
	6 番	館 山 友美子	7 番	小 島 良 金
	8 番	小田原 正 一	1 0 番	佐 藤 吉 美
	1 1 番	坂 本 雄 司	1 2 番	廣 瀬 恵美子
	1 3 番	武 島 竜 太		

4. 欠席した農業委員（1 人）

9 番 瀧 澤 正 一

5. 遅参した農業委員（0 人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 谷 和 正
事務局次長兼農業振興係長	新 妻 暁 生
農地係長	門 馬 優 樹
事務局主査	佐 藤 達 也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (6) 農地使用貸借合意解約届出について
- (7) 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 現況確認証明申請について

議案第7号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
(一括方式) について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第24回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第24回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席は9番瀧澤正一委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。5月27日水曜日、本総会に係る議案を郵送配布させていただいております。5月28日木曜日、福島市で前期農業委員会会長・事務局長研修会が開催され前川会長と私が出席しております。なお、第32回農業委員会だより全国コンクールにおいて全国農業新聞特別賞を受賞した農業委員会に対しまして、この研修会の席上で表彰状が手渡されました。6月2日火曜日、東京で開催されました福島県選出国會議員との懇談会及び全国農業委員会会長大会に前川会長と事務局次長が出席しております。6月3日水曜日、農地利用最適化推進委員会が開催され、本年度の相馬市農業委員会の遊休農地対策事業について協議いたしました。詳細については、その他の説明事項で説明させていただきます。6月5日金曜日、8日月曜日、9日火曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っております。

議 長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。11番坂本雄司委員、12番廣瀬恵美子委員、ご両名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」 との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

次に、日程第 4、議事に入ります。報告第 1 号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当する場合の届出について (2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について (6) 農地使用貸借合意解約届出について (7) 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第 1 号 報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定に該当する場合の届出について、今月は 1 件の届出を受理いたしました。去る 6 月 9 日、12 番、13 番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおりに農業用倉庫が建築されていることを確認いたしました。(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は 1 件の報告を受理いたしました。去る 6 月 5 日、6 番、7 番、8 番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、工事の進捗状況を確認いたしました。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は 6 件の報告を受理いたしました。番号 1、番号 2 及び番号 6 については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。その他のものにつきましては、去る 6 月 5 日及び 6 月 9 日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。(4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について、今月は 5 件の届出を受理いたしました。権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、番号 1 及び番号 3 については農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。その他のものについては、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、今月は 9 件の通知を受理いたしました。番号 1 の解約の理由については、所有者都合による解約となっており、今後は所有者が耕作する予定となっております。番号 2 および番号 3 の解約の

理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、同地は「本総会議案第3号」の番号3に上程されております。番号4から番号9の解約の理由については、耕作者変更による解約となっております。番号4から番号8の解約後の耕作については、相対契約にて行うこととなっております。番号9の解約後の耕作については、「本総会議案第7号」の番号5に上程されております。(6)農地使用貸借合意解約届出について、今月は3件の届出を受理いたしました。番号1の解約の理由については、耕作者変更による解約となっており、解約後の耕作については、相対契約にて行うこととなっております。番号2および番号3の解約の理由については、農地法第5条申請に伴う解約となっております。それぞれ「本総会議案第5号」の番号4および番号1に上程されております。(7)農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。去る6月5日及び6月9日に各輪番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、資料に記載の110件について判断いたしました。なお、6月9日については、地区担当推進委員は欠席でしたが、事前に非農地判断予定の農地について「意見なし」の旨を回答いただいております。まず、農地と判断したものについて報告いたします。110件のうち7件は農地と判断いたしました。番号29から番号31、番号33、番号38、番号39、番号54については農地と判断いたしました。その他の103件については非農地と判断いたしました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第4条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第4条の規定による許可処分の取消し願について、願出人の住所・氏名・申請地・議決年月日、許可年月日・取消願出年月日については議案書記載のとおりです。許可申請内容は、

駐車場用地で、申請人が実施する来客用駐車場用地としての転用が許可取り消し願の内容です。取消の理由については、転用許可後、駐車場用地としての利用がないまま、申請人が死去し、相続人である願出人は遠方に居住し、今後転用目的のとおり利用する意向がないことから、当初の計画を断念しました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員の調査の報告ですが、9 番瀧澤正一委員が本日欠席していることから、代わりに事務局より報告願います。

事務局 9 番瀧澤正一委員の報告について事務局より代読いたします。議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可処分取消し願について、去る 6 月 8 日に、7 番委員、10 番委員、地区担当推進委員及び事務局 2 名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。当時の許可申請内容は、駐車場用地で、申請人が実施する「来客用駐車場用地の転用」が許可取り消し願の内容です。申請地の現況は、農地であり、取消しを求める理由はやむを得ないものとして判断いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消を決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可処分取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第２号 農地法第５条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第２号 農地法第５条の規定による許可処分の取消し願について願出人の住所・氏名・申請地・議決年月日、許可年月日・取消願出年月日については議案書記載のとおりです。許可申請内容は、太陽光発電事業用地で、譲受人が実施する太陽光発電事業のための所有権の移転が許可取り消し願の内容です。取消の理由については、転用許可後、譲渡人らから土地を残したい旨の申出があり、事業に着手できなくなったことから、当初の計画を断念しました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員举手願います。

事務局 ９番瀧澤正一委員の報告について事務局より代読いたします。議案第２号 農地法第５条の規定による許可処分の取消し願について去る６月８日に、７番委員、１０番委員、地区担当推進委員及び事務局２名で、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。当時の許可申請内容は、太陽光発電事業用地で、譲受人が実施する「太陽光発電事業のための所有権の移転」が許可取り消し願の内容です。申請地の現況は、農地であり、取消しを求める理由はやむを得ないものとして判断いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消を決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告をお願いします。番号1番について、担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について1番案件です。去る6月4日、地区担当推進委員と2人で、譲受人立合いのもとに現地にて許可申請内容確認を行いましたのでご報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権の移転（売買）です。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・4号については要件を満たしております。次に、許可基準第2号については譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。5番中和田吉彦委員お願いします。

5 番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について2番案件です。申請人・申請地については、議案書記載のとおりです。譲受人と譲渡人は、兄弟であります。去る6月5日、地区担当推進委員と譲受人とともに現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容は、売買となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案

書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・4号については要件を満たしております。次に、許可基準第2号については譲受人は個人であるため非該当です。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号3番について、担当委員举手願います。事務局。

事務局 9番瀧澤正一委員の報告について事務局より代読いたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件です。譲渡人・譲受人・申請地につきましては、議案書記載のとおりです。去る6月2日に地区担当推進委員とともに、現地にて譲受人の聞き取り調査を実施いたしましたので、調査担当委員を代表して結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）となります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・許可基準第4号については要件を満たしております。次に、許可基準第2号については譲受人は個人であるため非該当となります。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号4番について、担当委員举手願います。10番佐藤吉美委員をお願いします。

10番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番案件です。去る6月5日に、地区担当推進委員とともに、聞き取り調査及び現地調査を行いました。結果を報告します。申請人・申請

地等については、議案書記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・許可基準第4号については要件を満たしております。次に、許可基準第2号については譲受人は個人であるため非該当となります。許可基準第3号は議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号については譲受人に転貸の事実はないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、番号5番・6番について、担当委員举手願います。12番廣瀬恵美子委員をお願いします。

12番 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 5番案件、6番案件、について報告申し上げます。はじめに、5番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る6月1日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。続いて6番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等につ

いては議案書に記載のとおりです。去る6月1日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より補足説明いたします。まず、番号1について、こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号2について補足説明いたします。譲渡人は相続にて農地を取得したものの、遠方に居住しているため、耕作や管理が難しいことから、農地の処分を検討していたところ、これまでも管理していた譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。なお、譲渡人と譲受人の関係は兄と弟になります。次に、番号3について補足説明いたします。譲渡人は相続にて農地を取得したものの、高齢であることもあり、耕作や管理が難しいことから、農地の処分を検討していたところ、これまでも耕作していた譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号4について補足説明いたします。譲渡人が農地の処分を検討していたところ、これまでも耕作していた譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号5について補足説

明いたします。申請地はこれまで譲渡人が管理しておりましたが、遠方に居住していることもあり、管理の負担が大きいため、処分を検討していたところ、隣接地を耕作している譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。次に、番号6について補足説明いたします。申請地はこれまで譲渡人が管理しておりましたが、体調を崩したことにより管理が困難になったことから処分を検討していたところ、譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に宅地拡張及び通路用地として使用されており、申請人から隣接地の転用について相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡祖父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約47年前から宅地拡張及び通路用地として使用し

ていました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利として、抵当権がありますが抵当権者の同意取得を確認しております。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。なお、本申請は、分筆をせずに農地の一部を転用するものです。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件2について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に農業用倉庫用地として使用されており、申請人から隣接地の転用について相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約71年前から農業用倉庫用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件3について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に農業用施設用地（トラクター駐車場及び農業用倉庫）及び進入路用地として使用されており、申請人の子から隣接地の転用について相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約63年前から農業用施設用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利として、抵当権がありますが抵当権者の同意取得を確認しております。また、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、備考欄記載のとおり、相馬農業振興地域整備計画の変更（相馬市農林水産課）を得ていることを確認しております。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の山林、雑種地、宅地及び池沼です。なお、本申請は、全部の転用と一部の転用を組み合わせています。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件4について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に進入路及び法面用地として使用されており、申請人が農地を相続した際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡母が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約56年前から進入路用地として使用していました。転用許可基準第3

号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利ありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件5について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に駐車場及び庭園用地として使用されており、申請人の孫から農地の転用について相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約13年前から駐車場用地等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利ありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。案件6について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に進入路用地として使用されており、申請人が農地を相続した際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は申請人の亡父が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約39年前から進入路用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利ありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。案件1番について、担当委員挙手願います。6番館山友美子委員をお願いします。

6番 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、案件1番です。6月5日、8番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は、宅地拡張及び通路用地を目的とした許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、本案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の「既存施設拡張事業」の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的ですので代替地の検討は特に必要ありません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第

4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、案件2番について、担当委員举手願います。8番小田原正一委員をお願いします。

8 番 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、案件2番です。6月5日に6番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。転用後の用途は、農業用倉庫用地及び回転広場用地です。許可基準第1号ですが、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の農地に接続する第1種農地となります。しかしこの案件につきましては、不許可の例外事業の農業用施設用地に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。許可基準第5号については該当ありません。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、案件3番・4番について、担当委員举手願います。10番佐藤吉美委員をお願いします。

10番 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、案件3番について、去る6月8日に7番委員・9番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。申請人・申請地は、議案書記載のとおりです。許可基準第1号立地基準について、申請地は、農業振興地域内の農用地です。しかし、この案件は、転用目的が議案書に記載のとおり、農家住宅地・農業用倉庫用地・作業場用地などを目的とする施設の整備です。次に許可基準第2号は非該当です。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査に

て「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続いて、議案第4号 4番案件についてです。去る6月8日に7番・9番・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は非線引き区域用途区域外であるとともに、おおむね10ヘクタール未満の農地であることを現地で確認し第2種農地であると判断いたしました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、案件5番・6番について、担当委員举手願います。7番小島良金委員をお願いします。

7番 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、案件5番・6番について、まず5番案件について申請人・申請地は議案書記載のとおりです。去る6月8日に、9番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。許可基準第1号の立地基準について申請地は、おおむね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続いて、6番案件です。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。去る6月8日に、9番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。許可基準第1号の立地基準について申請地は、おおむね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は自己住宅通路用地です

ので、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は議案書に記載のと通りの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。案件1番については、11番坂本雄司委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから11番坂本雄司委員は、暫時の間、退場願います。

(11番 坂本 雄司委員 退場)

議 長 事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、農業用乾燥施設及びもみ殻保管用施設用地です。また、譲受人は譲渡人の子であり、現在自宅敷地内に穀物乾燥施設を所有していますが、

経年劣化により乾燥機能が低下しており、農業経営の安定を目的として、申請地に新たに乾燥施設等を建設する計画です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件です。去る6月9日に12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を実施いたしました。代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、親子間による20年の使用貸借権の設定です。農業用乾燥施設及びもみ殻保管用施設用地としての転用申請となります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を宅地に囲まれた、周辺農地から分断されているので第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 案件 1 番については、原案のとおり可決いたします。11 番坂本雄司委員の入場を認めます。

(11 番 坂本 雄司委員 入場)

議 長 11 番坂本雄司委員にご報告いたします。議案第 5 号 案件 1 番については原案のとおり可決することに決せられました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について案件 2 番から案件 6 番について事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件 2 について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。工事期間は、許可の日から 12 カ月を予定しております。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、相馬市農林水産課「地域計画除外」、相馬市農林水産課「そうま農業振興地域整備計画の変更決定」、相馬市農林水産課「法定外公共物（水路）占用許可決定」及び相馬市農林水産課「法定外公共物（道路）土木工事許可決定」を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件 3 について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。申請地は、既に駐車場、作業場及びコンクリート圧送事業用地として使用されており、譲渡人が新たに農地を取得する旨相談があった際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は譲受人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約 10 年前から駐車場用地等として使用していました。転用許可基準第 3 号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲渡人所有の山林です。なお、本申請は、全部

の転用と一部の転用を組み合わせています。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件4について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、農業用倉庫、作業場及び駐車場用地です。権利の移転設定の内容は、賃貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利として抵当権がありますが抵当権者の同意取得を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件5について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から10カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。次に、案件6について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。譲受人は、譲渡人の姉に当たります。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。申請地は、既に倉庫用地として使用されており、譲渡人が相馬市税務課より課税地目の変更についての説明を受けた際に、申請地が違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は譲受人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約55年前から倉庫用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利はありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件2番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員願います。

11番 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件について報告いたします。去る6月5日に6番委員・8番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。権利の移転設定の内容は所有権の移転（贈与）になります。許

可基準第1号の立地基準は、申請地は周辺の農地より高低差があり傾斜で分断されていること、概ね10ヘクタール未満の農地であるところを現地調査で確認し第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、案件3番について、担当委員举手願います。13番武島竜太委員をお願いします。

13番 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。去る6月9日に、12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を実施いたしました。代表して結果を報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。権利の移転設定の内容は、10年間の賃貸借権の設定です。駐車場、作業場及びコンクリート圧送事業用地としての転用申請です。許可基準第1号の立地基準について、付近は10ヘクタール以上の農地が広がっていますが、申請地は高台にあり、著しい高低差があり農地からは分断されていると考えられますので、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。よって、立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のと通りの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、案件4番・5番について、担当委員举手願います。12番廣瀬恵美子委員をお願いします。

12番 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件・5番案件について報告申し上げます。まず始めに4番案件です。去る6月9日に、13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告い

たします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。本件は、農業用倉庫用地・作業用地・駐車場用地としての利用を目的とした賃貸借権の設定に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の農地の区域内であることを現地調査で確認し第1種農地と判断いたしました。しかしこの案件は、議案書記載のとおり新たに農業用施設を整備するものです。従って、不許可の例外事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続いて、5番案件について報告申し上げます。去る6月9日に、1番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。本件は一般住宅用地としての利用を目的とした所有権の移転（売買）に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール以上規模の一団の農地であることを現地調査で確認し第1種農地と判断いたしました。しかしこの案件につきましては不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 続いて、案件6番について、担当委員举手願います。7番小島良金委員をお願いします。

7 番 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、6番案件についてです。申請人・申請地・併用地については議案書記載のとおりです。去る6月8日に9番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とで現地調査を行いました。担当委員を代表して報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は非線引き区域用途区域外の第1種中高層住居専用地域で第3種農地

になります。よって許可基準第2号は、非該当です。以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 案件2番から6番 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号 現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第6号 現況確認証明申請について、去る6月9日、1番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を実施いたしました。代表して調査結果を報告いたします。申請地は議案書記載の申請理由のとおり20年以上の不耕作地で、竹林化しており農地としては困難と判断いたしました。申請書には証明する地目が原野となっておりますが、山林に訂正して証明することが適当と判断いたしました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 6 号 現況確認証明申請について、こちらについて補足説明は特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件については、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 現況確認証明申請については委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第 7 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。本件に関し番号 1 番から 7 番までの 7 件について相馬市農業委員会会議規則第 8 条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 7 号 令和 8 年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について番号 1 番から 7 番について事務局より説明いたします。権利の設定人・被設定人については議案書記載のとおりで、1 番から 4 番まで今回新たに利用権を設定する契約となっています。5 番から 7 番は、これまでの耕作者に変わって新たに設定する契約となっています。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件はすべて満たしております。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和8年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については意見なしとすることに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第24回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会	会 長	前 川 正 人
----------	-----	---------

議事録署名委員	1 1 番	坂 本 雄 司
---------	-------	---------

議事録署名委員	1 2 番	廣 瀬 恵美子
---------	-------	---------